

令和6年第1回環境審議会 菅井委員 事前質問・意見

No.	案件	意見・質問	内容	回答
1	環境配慮制度	質問	<p>資料「（環境配慮制度）令和5年第2回環境審議会時の質問回答」についての質問3への回答について、（仮称）三軒茶屋ビル計画で採点がどのようにされたかの説明であり、評価算定書の審査プロセスのことを書いています。この内容はよくわかりました。ただ、私の質問の趣旨が明確でなかったようですので、あらためて質問をします。</p> <p>同計画の採点状況と評価結果が公表されていたかを質問したのではなく、事業が完成したあとに、採点された環境計画書どおりに事業が完成しているかのチェックを所管課（この場合各総合支所街づくり課と考えられる）が実施したのか？という質問です。そして、チェックがされているのであれば、（仮称）三軒茶屋ビル計画についての、事業完成後の所管課によるチェックした内容を教えてほしい、という質問（お願い）です。</p> <p>そもそも具体例を出して質問をしたほうがよいと考え、会議では三軒茶屋ビル計画だけを取り上げましたが、一般論として、事業者による事業完「成後に環境計画書通りに事業が完成しているかのチェックが行われているのか、というのが聞きたかったことです。</p>	<p>・街づくり課では、住環境整備条例およびみどりの条例に基づく届け出内容に対して、工事完了後に、それぞれ現地検査を行なっています。</p> <p>・一般的に、住環境整備条例の届け出内容は、道路上の整備（隅切り、道路後退等）、駐車台数や駐輪台数、雨水対策量、隣地までの水平距離、防火水槽、環境空地等であり、これらを確認しています。</p> <p>・一般的に、みどりの条例の届出内容は、主には、接道部の緑化、樹木の本数、緑化面積であり、それぞれ長さ、本数・高さ、面積等について確認しています。</p> <p>・現地検査により届出内容と適合していることが確認された場合には、それぞれ適合証*Aを事業者に対し出しています。</p> <p>・環境配慮制度は、規制をかけ基準を守ってもらう制度ではなく、計画内容を評価し公表するプロセスを踏むことを前提に、事業者側に建築構想の早い段階から環境配慮の取組みを計画していただくことを目的としています。環境計画書通りに事業が完成しているかのチェックについては、環境・エネルギー施策推進課としては行っておりません。必要な完成時のチェックは、上述したように、各条例に係る所管課が行っております。</p> <p>*A ・住環境整備条例 「住環境整備適合証」を発行 ・みどりの条例：敷地面積300㎡以上の場合、「世田谷区みどりの計画完了確認書（世田谷区みどりの基本条例に基づく）」と「緑化率適合等確認通知書（都市緑地法に基づく）」を発行。</p>
2	環境配慮制度	質問・意見	<p>そこで質問ですが、平成3年、平成4年は5月に公表していたのが、平成5年（去年）だけ11月になった理由を教えてください。情報の開示は「すみやかに」しっかりやります、という宣言されていたと思います（環境配慮制度のWeb上であったか記憶がさだかではありませんが）。</p> <p>住民としてどんな事業が環境配慮制度でどのように評価されているのかはタイムリーに知りたいですから、年が終了したら、平成3年や4年のように5か月（あるいは去年は10か月以上）も待つのではなく、少なくとも2か月以内くらいには公表してよいと考えます（これは意見です）。</p>	<p>・年度ごとにホームページに掲載しており、令和4年度のすべての案件の報告が終わったのが令和5年11月の審議会であったためですが、ご意見を受けて、今後は速やかに公表いたします。（本年第一回審議会が終了したのち、案件報告を行った3件については速やかに公表いたしました。）</p>
3	環境配慮制度	質問	<p>次は回答への追加質問ではありませんが、「環境配慮制度のあらまし」のページを開くと「詳しくは、別添「環境配慮制度パンフレット」をご覧ください。」という文章があり、令和5年度環境配慮制度パンフレット（PDF形式 2,110キロバイト）を開くと「世田谷区環境基本条例」が出てきます。これがパンフレットなのでしょうか？</p>	<p>・お書きいただいた環境配慮制度パンフレットのリンク先 (https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/011/008/d00123595_d/fil/hairyouseido1.pdf) のものが、パンフレットになります。標題は以下の通りです。当該パンフレットのp23から27には、世田谷区環境基本条例を掲載しております。</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>開発事業等に係る 環境配慮制度 世田谷区環境基本条例 世田谷区開発事業等に係る環境への配慮に関する規則 世田谷区大規模建築物の環境配慮に対する評価実施要綱 令和5年度版 （2023年度版） 世田谷区 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p>
4	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	質問	<p>現在は環境基本計画の骨子の議論としていますが、この内容を素案に展開することと理解しています。Page6の「構成案」の第2章の「本計画のねらい」は骨子のどの部分にあたるのでしょうか？Page8～10にあたるのでしょうか？</p>	<p>審議会当日に回答済。 詳細は議事録をご確認ください。</p>
5	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	質問	<p>前回審議会で将来像のところ（前回資料Page87）で、「世田谷区基本計画」との整合性を検討しておいてほしい、という意見を出しました。今回の計画の前提条件が「世田谷区基本計画」である、という認識をあらためてした、と中西部長のコメントがありました。今回の資料のなかでそうした整合性は取られているのでしょうか？どのあたりなのか教示いただけるとありがたいです。また計画の構成案の段階なので、整合性の検討とどこまで進んでいないということでしょうか？</p>	<p>審議会当日に回答済。 詳細は議事録をご確認ください。</p>

令和6年第1回環境審議会 菅井委員 事前質問・意見

No.	案件	意見・質問	内容	回答
6	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	質問	Page16：温室効果ガス、エネルギーなど削減目標は2030年度57.1%削減（2013年度比）と書かれていますが、「温暖化対策地域推進計画」では、達成すべき目標57.1%、野心的な目標66%と書いてあります。野心的目標66%は今回の基本計画において、どういう位置づけなのか？記載する必要がない、と見ているのか？2つの数字があること、積み上げの仕組みが明確でないことについては、すでに審議会で私がコメントしています。	審議会当日に回答済。 詳細は議事録をご確認ください。
7	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	質問	カタカナ英語の表記について 前回審議会でコメントしなかったところですが、Page21にある「持続可能かつレジリエントな脱炭素型地域社会」の「レジリエント」とはどういう意味で使っているのかを質問、確認したい。	審議会当日に回答済。 詳細は議事録をご確認ください。
8	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	意見	「レジリエント」は最近のはやり言葉のようで、学会、行政、メディアで多用されているのかもしれませんが、一般区民にとっては理解しにくいなじみのない言葉です。辞書では、「はね返る、弾力のある、たちまち元気を回復する、快活な、澁刺(はつらつ)とした」と言った説明があり、英語では、「able to be happy, successful, etc. again after something difficult or bad has happened」、つまり何か困難があった後に再び良くなること、と定義されています。強靱(レジリエント)なインフラ構築、というような使い方もあり、跳ね返ると言った意味合いが弱い日本語にしている例もあります。「レジリエントな脱炭素型地域社会」では、イメージがつかめないと思います。回復することができる、跳ね返ることができる、と意味合いで使っているのでしょうか？適切な日本語に変えるほうが良いと思います。例えば「持続可能かつ取り巻く状況に柔軟に対処できる脱炭素型地域社会」というような長いですが、日本語表現(柔軟性だけだと、何の柔軟性かわからない)にするか、「レジリエント」はここでは持続可能と同義とみられるので単に「持続可能な脱炭素型地域社会」すべしと考えます。ちなみに、そもそも英語の発音は「(リ)ジリエント」で、「(レ)ジリエント」ではないのですが、なぜか皆さん「レジリエント」としているのも不思議です。先生方のご意見を聞きたいところです。生成AI (generative AI) と同じで、訳しにくい英語あるいは、評価が定まっていない英語の意味であれば、適切な日本語を使うべきです。 世田谷区の他部署で「レジリエント」が使われているか調べてみました。 令和3年3月26日、第4回 世田谷区産業振興基本条例検討会議の議事録に次のような記載がありました。 (以下議事録から転記) 委員「レジリエント」や「SDGs」など、馴染みのない言葉が使われているので、注釈や説明書き等が必要ではないか。座長(長山宗広駒澤大学経済学部教)「レジリエント」に関して回答する。地域経済の「持続可能」という意味を表現するのに適している言葉であると考えている。レジリエントは、強靱でしなやかな、柔軟な、多様性がある、といった意味を包含しており、この条例の本質を象徴している。ご意見を承り、区法務所管との協議の上、調整したいと思う。 「世田谷区地域経済の持続可能な発展条例」という条例が制定されていますが、条文内に「レジリエント」はありません。「持続可能」の日本語だけで十分と判断したのかも知れません。	
9	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	意見	ちなみに、「エシカル消費」がPage36で使われていますが、*印がページ下で、「人や社会、環境に配慮した消費行動」と説明されています。「この説明書きは、上記条例の条文内で「エシカル消費」のすぐあとにかっく書きで記載されています。 下記は、同条例7条から引用 (4) 地域経済の持続可能性を考慮した事業活動及びエシカル消費(人、社会及び環境に配慮した消費行動をいう。以下同じ。)の推進を図ること。」 骨子のなかに、「エシカル消費に関する区民の認知度が低い一方で、関心があっても消費行動の変容に結びついていない」という文章がありますが、そもそも認知度が低いからそれを浸透させるために「エシカル」という表現を使う、というのは抵抗があります。 海外で受容されているから日本でも同じように「エシカル」を使えば広まっていく、というような考え方はいかがなものか、と思います。これも「レジリエント」と同じように専門家が使い始めた語彙で、区民が日常において見ることになる条例や正式文書においては、区民になじみのない言葉をおそらく「乱用」するべきでないと思います。 「エシカル消費」は多様な概念を持っている、と骨子に書いてある通りで、イメージがつかめないと考えられること、言葉が先走りして認知されない懸念があるなら、「エシカル」は使わずに、日本語で単に「環境に配慮した消費行動」、あるいは「社会倫理に消費行動」などとしたほうがわかりやすいと思います。	

令和6年第1回環境審議会 菅井委員 事前質問・意見

No.	案件	意見・質問	内容	回答
10	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	意見	Page33に、グリーンインフラというのがあります。「新しい概念として区民にわかりやすく示し理解してもらい、行動変容を促していく必要がある」、と記載があります。これはすでに国レベルでも欧米の影響を受けて、政策として時間が経過しているのに、いまさら日本語にするのは適切でないかもしれませんが、一般論として、区民にわかりにくいカタカナ英語（説明書きをかつこで入れたとしても）は、できれば使わないほうがよろしいか、と考えます。 行動変容を意図しているのであれば、海外の「はやり語彙」を持ち出すのではなく、丁寧な日本語の説明をして広く区民に理解させたほうが良いように思います。 「エンカル」を使うなら、たとえば、「環境に配慮した消費行動」（欧米では「エシカル消費」と言われています）、あるいは「社会倫理にかなう消費行動」（欧米ではethical consumptionなどと言われています）というような日本語を先にした表記が良いと思います。	
11	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	意見	キーワードごとの基本的な方向性について（Page26以降） Page26：問題解決に向けた視点「脱炭素行動を生活や行動の制約と捉えてしまうと理解がすすまないのではないか」を受けて、対応の方向性に、「ライフスタイルモデルを提案」し、「社会的意義、経済的メリットなどを見る化し、発信する」と書かれていますが、区民の行動変容への期待が大きすぎないか、という懸念を持ちます。区民の思考、行動に変化を求めるなら、一定程度の負担（不便になること）を認識させるような施策を検討すべきではないか、と考えます（意見）。（これは下記の喫煙違反への過料などの考え方とつながります）	
12	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	意見	Page28:区役所の課題としている「基礎的なコストとして政策に実装していく必要性」、「財源と体制を確保」が掲げられています。対応の方向性として記載されていること（これらには賛成します）に加えて、区役所が取り組む事業（現状問題で、事業からのCO2排出量削減が進んでいない、とされている）については、事業毎に中期計画（例えば学校の省工本化の事業）を作成し、そのための中期予算（各年度の予算見直し）計画を作成すること、を検討すべきと考えます（意見）。	
13	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	質問・意見	Page29：対応の方向性の2つ目の「脱炭素などの環境に関するルール整備に取り組む」は必要なことと考えますが、イメージがつかめません。どこまでのルールを言っているのか、既存のルールだけでなく新たなルールを想定しているのか（質問）？ 既存のルールを含めれば、「環境配慮制度」のルールの見直しを検討すべきと考えます。（意見）	地区街づくりにおける、「脱炭素などの環境に関するルールの整備」については、今後、庁内の関係所管と調整の上、検討を進めてまいります。
14	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	意見	Page30：「小型モビリティ等の普及を促進」とありますが、電動自転車、キックボードの利用拡大がむしろ交通環境を混乱させてきていると考えます。行政側が「普及、促進」する立場にいるときは負の面にも言及し、一定程度の制約（環境整備する、とありますが、整備の限界があること、またモビリティ利用の安全確保の難しさ、などを書いておく）があることを知らしめる必要があると考えます。	
15	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	意見	Page32：対応の方向性に書かれている「公園緑地のための土地の取得」「公園緑地の維持管理費の削減」などの費用面に関しては、述べたのと同じように、現状可能と見られる取得、削減策を前提に中期予算化し予算の見直しを立てておく、見える化が進むと考えます。	
16	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	意見	Page33：対応の方向性の「民有地におけるグリーンインフラの取り組みについての支援」「取り組みの効果をわかりやすく提示」についても、実現可能性の高いプロジェクトが何かの見極めをして、同様に中期的予算や展望のなかで、なにが予算的に支援できるのか、費用負担の結果の予測効果を数字で示していく、などを検討すべきと考えます。 特に「取り組みの効果をわかりやすく提示」では、提示の仕方の工夫が必要と考えます。せたとがグリーンインフライブラリーには、既存の施設が紹介されていて、雨水貯留量・雨水浸透量の数字（実績なのか想定なのかかわかりません）が記載されています。このように整備による効果を一定程度は見える化できているので、これからの中期的予算をどのように使っていくべきか（既存設備の拡張や新規設備の設置のための費用とその効果）、の議論が必要と考えます。	
17	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	意見	Page34：対応の方向性に、土地の相続など所有権移転時への対策を加えるべきと考えます。区による取得がどこまでできるかは難しいところがありますが、いろいろファイナンス手法が現在はあるので、区だけでなく、NPOや企業など農業継続に意欲的な主体を巻き込むようなことも考えらえると思います。（意見）	
18	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	意見	Page35：対応の方向性については、「周知啓発や巡回指導の強化」では期待できない（これまでの成果はないと言える）ので、他区で実施され効果が認められている、喫煙違反への過料を条例で規定するなど、の施策も含めるべきと考えます。	

令和6年第1回環境審議会 菅井委員 事前質問・意見

No.	案件	意見・質問	内容	回答
19	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	意見	Page36: 既述のとおり、「エシカル消費」の表現を検討すべきと考えます。	
20	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	意見	<p>Page37以降：分野を「環境」と「環境以外」に分けています。「環境以外」の分野、特に防災、産業、健康、教育は、環境と強弱ありますが、密接な関係を持っていて分野として区分してしまっているのか、という心配があります。ただ区分には一定程度の納得感があり、分野の横断としたあとにまた融合させてはいるので、分野横断の考え方として、「環境」の分野が主導するのではなく、「人の暮らしや営みに直結する分野」である「環境以外」の分野が環境問題では主役である、というほうが区民への行動変容を指導する行政としては区民の取り組みが前向きにならないかな、と思いました。</p> <p>行動変容のきっかけは自分事であること、自分に影響するならこれまでとは違う考え方で行動しよう、というインセンティブが働きます。レジ袋が有料化して、1円でもコストになると考えて買い物袋を持参するようになったり、電気料金が高くなるからLEDに変えたり、高層ビル・マンションが建ち電波障害が発生したり、P39の右のイラストのとおり、自分の健康を考えて車でなく徒歩・自転車利用する、など自分事は常に頭に残ります。</p> <p>自分事のできることをできるだけ多く提示することが、すなわち「環境以外」の分野のアプローチを行政は積極的に推進するというのが必要ではないでしょうか。行政がいくら「環境」に関する政策、施策をうっても、自分事にならないと区民は動いてくれない、というのがこれまでの現実であり、環境意識の低さに現れていると思います。行政が補助金などで設備・機器を用意するなどハード面で支援するのも重要ですが（これは「環境」分野からのアプローチ）、視点を「人」の直結する分野（おそらくソフト面でのアプローチや費用負担につながるアプローチ）においたうえで環境問題に取り組むようにする、という考え方もあると思います。</p>	
21	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	意見	Page40-41は、分野横断の考え方を具体的に書いてありますが、主役が「環境」で、そこから横断する分野として「環境以外」につなげています。「環境以外」からみて「環境」に大きな効果を及ぼす、というような書きぶり、大胆な発想の転換があってもいいのではないかと考えます。	

令和6年第1回環境審議会 賢山委員 審議会後追加質問

No.	案件	意見・質問	内容	回答
1	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	質問	<p>・問題解決に向けた視点・課題について質問 区民の行動変容が進まない理由として、行政の施策対象層の抜け落ち、区民の投資への不安解消策が充分でないと感じていますが如何でしょうか？（以下に内容を具体的に説明） ・区民の理解が進まない 支援策情報を区民に届ける工夫が必要と述べているが、施策の対象層に抜け落ちがあるのでは無いか？ 区民の居住形態がマンション・団地等の共同住宅が戸建てよりも多いにもかかわらず、住宅再エネ・省エネの情報・補助金等の支援策が中規模戸建て居住者層を中心におこなわれており、共同住宅等居住者層が施策対象から漏れていないでしょうか？やり方を見直す必要があるのでは無いかでしょうか？ 太陽光発電・蓄電池の共同住宅への設置は再エネ拡大ポテンシャルが高くないのでしょうか？ ・再エネ導入に対する不安等の解消に十分な手が打たれているのでしょうか？ 投資を伴う行動に至らないという指摘がされているが、素人の区民にたいして導入診断（コスト含む）・安心な業者の紹介等について十分な手が打たれているのでしょうか？ 又、再エネ電力会社への切り替えについても、安定供給・適正コストの電力会社の推薦等が無いと区民個人単独での決断は難しく無いでしょうか？</p>	<p>「世田谷区エコ住宅補助金」事業では、住宅（戸建て、共同住宅）の所有者を補助対象としております。分譲マンションを区分所有されている方に対しては、外壁等の断熱改修、窓の断熱改修（二重窓、複層ガラス）、高断熱浴槽の設置、高効率給湯器の設置、家庭用燃料電池（エネファーム）の設置、小型ポータブル蓄電池については補助対象としておりますが、定置型蓄電池と、太陽光発電パネルについては、共用部への設置が必要となり補助対象としておりません。 一方で、共同住宅（賃貸住宅）の所有者に対しては、上記メニューすべてが補助対象となります。なお、現在、申請者は個人のみ対象としており、分譲マンションの管理組合や事業者が申請者になることはできません。 今後は、更なる再生可能エネルギーの普及拡大及び、住宅から排出される二酸化炭素の削減等のため、支援策の拡充や効果的な実施が求められると考えられますので、マンション・団地等の共同住宅における支援策についても検討してまいります。</p> <p>再エネへの電力切り替えにつきましては、現在、世田谷区ホームページにおいて再エネ100%電力メニュー一覧（環境省）を掲載しているところですが、具体的な電力会社の情報紹介の可能性も検討しながら、引き続き、再エネ電力への切り替えを後押しするような啓発に取り組んでまいります。</p>
2	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	質問	<p>・問題解決に向けた視点について意見 優先順位の議論が必要と書かれているが、脱炭素が各部共通課題として認識されているのでしょうか？ 例えば、「世田谷区気候危機非常事態宣言」では、「これからの気候変動を食い止める取り組み」として、「みどりを守り、増やす。海洋プラスチック問題対応・食品ロス削減で環境に優しく暮らす」等が記載されていますが、各担当部の基本方針・区民向け啓発情報発信（チラシ等）においても、同様に脱炭素取り組みとの関係が確りと記載される必要があると思います。</p>	<p>区では、各部長級職員が地球温暖化対策等を審議する「世田谷区気候危機対策会議」を設置し、環境政策部が中心となって全庁への脱炭素に対する認識の共有化を図っています。 一方で、各担当部の基本方針や、区民向けの啓発・情報発信においては、「脱炭素」の取組みとの関係は概ね記載されていない状況です。 次期環境基本計画骨子案に記載のとおり、今後、他分野との横断による課題解決の視点を取り入れる中で、啓発の方法についても検討を進め、「脱炭素」の課題共有を一層進めるよう、引き続き取り組んでいきます。</p>
3	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	質問	<p>・「人」の「環境」に対する行動変容を促すについての質問 審議会での議論でも、区民の理解を得る為の区民に対する「啓発」「周知」活動の重要性が指摘されたが、前環境計画・現地球温暖化対策地域推進計画では、どの様に取り組まれ、どう評価されているかを教えてください。</p>	<p>各計画に記載されている事業の啓発や周知にあたっては、委託契約や連携協定締結により、民間事業者と連携・協力しながら実施してまいりました。また、若者環境デーや若者環境フォーラムなどについては、中・高・大学生世代の若者の力を借りながら事業に取り組んでまいりました。 一方で、2023年実施の環境に関する区民意識・実態調査では、「世田谷区の環境（政策）に関する案内や情報を、どのような方法で入手したり、知ったりしていますか。」という設問において、「入手したり、知ることはない」と回答した割合が30.2%という結果も出ており、より多くの区民に届く、普及啓発の方法を模索する必要があると考えております。</p>
4	新たな世田谷区環境基本計画の策定について	質問	<p>計画の進め方について詳細はこれからと理解はしていますが、以下を確認させて下さい。 ・「区民や様々な主体と連携・協働しながら、取り組みを進める。」についての質問 現地球温暖化対策地域推進計画にも同様の考え方が示されているが、実際にどういった施策を行っている・もしくは行おうとしているのでしょうか？</p>	<p>現在、様々な主体と連携・協働しながら取り組みを進めており、例として、エネルギー資源が豊富な自治体との連携による区内での再生可能エネルギー利用拡大や、事業者との連携による区施設へのEVの公共充電器の設置、区内の大学生等をボランティアとして募集・登録し、イベントの企画・運営などを担う「環境サポーター」制度などが挙げられます。 今後も既存の事業に加えて、事業者や地域のステークホルダーと連携した脱炭素化のモデル地区づくりなどの新たな取り組みを含め、様々な主体との連携・協働の取り組みを進めてまいります。</p>